

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【公開番号】特開2005-276758(P2005-276758A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-92020(P2004-92020)

【国際特許分類】

H 01 R 13/46 (2006.01)

C 08 K 7/02 (2006.01)

C 08 L 101/12 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/46 301B

C 08 K 7/02

C 08 L 101/12

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

(A) 液晶性ポリマーに(B) 繊維状充填剤を配合した(C) 複合樹脂組成物(但し、配合する(B) 繊維状充填剤の配合量と重量平均長さとの関係が、以下の領域(D)の規定内を満足するもの)から形成される、外枠の内部に格子構造を有する平面状コネクター。

[領域(D)]

X軸を(B) 繊維状充填剤の配合量((C) 複合樹脂組成物中の重量%)、Y軸を(B) 繊維状充填剤の重量平均長さ(μm)として、以下の(1)~(5)の関数で囲まれる領域

(1) X = 40

(2) X = 53

(3) Y = 160

(4) Y = 360

(5) Y = (18222 / X) - 84.44

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

即ち本発明は、(A) 液晶性ポリマーに(B) 繊維状充填剤を配合した(C) 複合樹脂組成物(但し、配合する(B) 繊維状充填剤の配合量と重量平均長さとの関係が、以下の領域(D)の規定内を満足するもの)から形成される、外枠の内部に格子構造を有する平面状コネクターである。

[領域(D)]

X軸を(B) 繊維状充填剤の配合量((C) 複合樹脂組成物中の重量%)、Y軸を(B) 繊維状充填剤の重量平均長さ(μm)として、以下の(1)~(5)の関数で囲まれる領域

(1) X = 40

- (2) X = 53
- (3) Y = 160
- (4) Y = 360
- (5) Y = ( 18222 / X ) - 84.44

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明に使用する(C)複合樹脂組成物は、上記(A)液晶性ポリマーに(B)纖維状充填剤を配合したものであるが、配合する(B)纖維状充填剤の配合量と重量平均長さとの関係が、以下の領域(D)の規定内を満足するものであることが必須である。

【領域(D)】

X軸を(B)纖維状充填剤の配合量((C)複合樹脂組成物中の重量%)、Y軸を(B)纖維状充填剤の重量平均長さ(μm)として、以下の(1)~(5)の関数で囲まれる領域

- (1) X = 40
- (2) X = 53
- (3) Y = 160
- (4) Y = 360
- (5) Y = ( 18222 / X ) - 84.44

上記領域(D)は、図1のZで示される領域であり、基本的に(B)纖維状充填剤の重量平均長さは、(3)Y = 160 μm以上且つ(4)Y = 360 μm以下であることが必要である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、(B)纖維状充填剤の配合量((C)複合樹脂組成物中の配合比率)に関しては、(1)X = 40重量%以上且つ(2)X = 53重量%以下であることが必要である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

(B)纖維状充填剤の配合量が40重量%未満では、比較的重量平均長さの長い纖維状充填剤を用いても補強効果が小さく、所望の効果を得ることができない。また、(B)纖維状充填剤の配合量が53重量%を超えると比較的重量平均長さの短い纖維状充填剤を用いても流动性が悪化し、優れた平面度のコネクターとはならない。